

国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(雇用期間及び契約更新)</p> <p>第4条 看護技術員の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。</p> <p>2 看護技術員の雇用契約は、前条の雇用期間終了後、大学の財務状況及び勤務実績等を総合的に勘案し、看護技術員としての雇用期間が通算3年に達する時点まで更新することができるものとする。</p> <p>3 前2項により通算雇用期間が3年に達した看護技術員については、保健管理センター所長が行う勤務実績等の評価が良好で、保健管理センター運営委員会が必要と認め、かつ、役員会が承認した場合は、前2項に準じて雇用を継続することができる。評価については、保健管理センターが別に定める。</p> <p>4 前3項により通算雇用期間が6年に達した看護技術員については、以後、3年ごとに前3項を準用し、雇用を継続することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(労働契約の期間及び契約更新)</p> <p>第4条 看護技術員の労働契約の期間は、3年を超えない範囲内で定めるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>2 看護技術員の労働契約は、保健管理センター所長が行う勤務実績等の評価が良好で、保健管理センター運営委員会が必要と認め、かつ、役員会が承認した場合は、当初の採用日から3年を超えて更新することができる。ただし、看護技術員としての当初の採用日から5年を超えることはできない。評価については、保健管理センターが別に定める。</p> <p>(削る)</p> <p>(期間の定めのない労働契約への転換)</p> <p>第4条の2 看護技術員が労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項に該当することとなる場合は、前条の規定にかかわらず、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。</p> <p>2 期間の定めのない労働契約の転換に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>第4条の3 前条の規定により期間の定めのない労働契約に転換した看護技術員については、引き続きこの規則を適用するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第4条の規定は、適用しない。</p>	

附 則 (25 経教規則第 8 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定は、施行日以降に採用される者に適用する。